

専攻科の生徒への奨学のための給付金に係る提出書類等確認票

学 校 名 _____	学 科 _____
学 年 等 _____ 年 組 番 _____	フリガナ 生 徒 氏 名 _____
申請者氏名 _____ (生計維持者等)	生計維持者等氏名 _____ (申請者以外の生計維持者等)
提出書類に関する問合せ先 (TEL) ※平日の日中に連絡が取れる番号をご記入ください。	
(自宅) _____	(携帯) _____
ご利用可能時間帯 (平日 : ~ :)	(平日 : ~ :)

①基準日現在のお住まいについて (住民票上の住所)

〔次のいずれかにチェック☑してください〕

- ☐ 愛媛県内に住所を有している → 在住する市町名を記入 _____ → ②へ
- ☐ 愛媛県内に住所がない → 現在お住まいの都道府県で手続きを行います。

②基準日現在の世帯の状況について〔次のいずれかにチェック☑してください〕

- ☐ 令和8年度(令和7年分)所得に係る生計維持者等全員の県民税所得割及び市町民税所得割が非課税世帯である 又は 105,500円未満である
→ ③へ (④回答不要)
- ☐ 令和8年度(令和7年分)所得に係る生計維持者等全員の県民税所得割及び市町民税所得割が105,500円以上264,500円未満かつ多子世帯である
→ ③へ (④回答不要)
- ☐ 令和8年度(令和7年分)所得に係る生計維持者等全員の県民税所得割及び市町民税所得割が基準額(105,500円以上(多子世帯の場合、264,500円以上))であるが、令和7年1月以降に家計が急変し、生計維持者等全員の県民税所得割及び市町民税所得割等が基準額以内等である世帯に相当する
→ ④へ (③回答不要)
- ☐ 生計維持者等全員の県民税所得割及び市町民税所得割合計額が105,500円以上(多子世帯の場合、264,500円以上)である世帯であり、令和7年1月以降に家計が急変していない
→ 当該制度非該当となります。質問は以上です。

多子世帯とは、道府県民税及び市町村民税に係る生計維持者等に生計を維持されている子又は扶養している生計維持者よりも年長ではないかつ、生計維持者と続柄が尊属でないものの数が3人以上である場合における、当該生徒の属する世帯を言います。

((③～⑤は裏面へ))

③道府県民税所得割及び市町村民税所得割が非課税世帯・105,500円未満である世帯、又は105,500円以上264,500円未満かつ多子世帯

- ☐ 支給申請書は「様式第1号の1」、「様式第1号の1の2」（両面）、「様式第1号の1の3」、「【給付金振込先について】」の4枚1組になっていますか。
- ☐ 通帳の写し〔預金種別、金融機関名、支店名、口座番号、名義人（カナ表示）が印字された部分〕を添付していますか。
- ☐ 申請者の属する世帯の住民票（続柄あり、生計維持者等全員分）を添付していますか。
※基準日以降に取得したもの。
- ☐ 個人対象要件証明書（様式第3号）を添付していますか。
- ☐ 生計維持者等全員の県民税所得割及び市町民税所得割を証明する書類を添付していますか。
※多子世帯の場合、その事実が確認できる記載があるものに限りします。
- ☐ 専攻科支援金支給決定（支給予定）通知書の写し（県内の高等学校に在籍している方）又は国籍及び在留資格を確認できる書類（県外の高等学校に在籍している方）を添付していますか。
※専攻科就学支援金等の認定結果が、提出日時点で、通知されていない場合は提出不要。
- ☐ （多子世帯のみ）扶養親族申告書（様式第12号）を添付していますか。

〔支給対象となる生徒が、愛媛県外の学校に在籍する場合のみ〕

- ☐ 在学証明書（支給対象となる高校生等の在学を証明するもの）を添付していますか。

以上で確認終了です。この確認票を、提出書類の一番上に添付し、提出してください。

④令和7年1月以降に家計が急変した世帯

- ☐ 家計急変の発生時期は、令和7年1月以降ですか。
- ☐ 支給申請書は「様式第1号の2」、「様式第1号の2の2」（両面）、「様式第1号の2の3」、「【給付金振込先について】」の4枚1組になっていますか。
- ☐ 通帳の写し〔預金種別、金融機関名、支店名、口座番号、名義人（カナ表示）が印字された部分〕を添付していますか。
- ☐ 申請者の属する世帯の住民票（続柄あり、生計維持者等全員分）を添付していますか。
※基準日以降に取得したもの。
- ☐ 個人対象要件証明書（様式第3号）を添付していますか。
- ☐ 家計急変の状況確認票を添付していますか。
- ☐ 生計維持者等の家計急変の発生事由を証明する書類を添付していますか。
- ☐ 生計維持者等の家計急変前の収入を証明する書類を添付していますか。
- ☐ 生計維持者等の家計急変後の収入が基準額（県民税所得割及び市町民税所得割が105,500円未満（多子世帯の場合、264,500円未満））の範囲内に相当することを証明する書類を添付していますか。
- ☐ 専攻科修学支援金支給決定（支給予定）通知書の写し（県内の高等学校に在籍している方）又は国籍及び在留資格を確認できる書類（県外の高等学校に在籍している方）を添付していますか。
※専攻科就学支援金等の認定結果が、提出日時点で、通知されていない場合は提出不要。
- ☐ 扶養誓約書（様式第4号）を添付していますか。
- ☐ （多子世帯のみ）扶養親族申告書（様式第12号）を添付していますか。

以上で確認終了です。

この確認票を、提出書類の一番上に添付し、提出してください。